

地域生活支援部会 実績報告

(令和3年12月末現在)

1 開催回数

部会2回、分科会1回

2 部会員の構成

区職員11人、区内障害者施設関係代表者9人
3頁「地域生活支援部会 部会員名簿」のとおり

3 報告事項

(1) 活動報告

令和3年度は「緊急時の受け入れ、対応」を重点テーマとして意見交換を行った。分科会は、緊急時の受け入れ先となる短期入所や緊急一時保護の担当者が参加した。

日時	部会/分科会	内容
7月14日(水)	第1回部会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュール、重点テーマ、分科会について ・「緊急時の受け入れ、対応」に関する意見集約 ⇒「コーディネート」「アセスメント」「事業化」の3つの論点に整理した。
9月13日(月)	分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の現状と課題 ・コーディネートの内容と流れについて ・アセスメントの方法について
11月11日(木)	第2回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急対応の事例共有 ・緊急時の定義について ・分科会を踏まえた議論の整理
1月11日(火) (予定)	第3回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者施策推進協議会への報告について ・拠点整備における短期入所事業所の手続き ・「相談」機能に関するアンケート配布

(2) 検討のまとめ

①緊急時の受け入れ先

緊急の事態により自宅での生活が困難となった場合の受け入れ先を次のように整理した。

受け入れ先	対 象
短期入所	短期入所の支給決定を受けている者
緊急一時	短期入所の支給決定を受けていない者 空きがない等により短期入所で受け入れ困難な場合

②緊急時の支援

緊急時の対応には、当面の受け入れ先を確保するといった「入口支援」と長期で利用できる施設の検討といった「出口支援」を同時並行で行っていく必要があることを確認した。

	支 援 内 容
入口支援	緊急事態や本人情報の把握、受け入れ先の検討、移送、日中活動の場との調整等
出口支援	自宅復帰の見極め、長期利用可能な短期入所の検討、グループホームや施設入所の検討、支給決定のための手続き等

③コーディネート機能とサポート機能

緊急時には複数の機関が関与するため、全体をコーディネートする機能が必要であり、相談支援専門員や区職員が主な担い手となることを確認した。

しかしながら、緊急ケースに不慣れな相談支援専門員もいるため、相談支援専門員をサポートする機能も必要であることを確認した。

機 能	内 容	主な担い手
コーディネート機能	支援のポイントの明確化、役割分担の提示、進捗状況の把握	相談支援専門員 区職員
サポート機能	相談支援専門員が担えない部分のサポート	区職員

4 今後の方向性

- ・地域生活支援部会での検討事項は、相談支援専門員との関わりが深い。そのため、相談支援部会や相談支援専門員研修会（サロン）において情報共有を図っていく。
- ・緊急時の支援のあり方については、拠点機能の一つである「相談」機能の中で引き続き検討していく。
- ・それぞれの検討課題については、アンケート配布による意見集約、事務局での論点整理と資料作成、部会、分科会での検討、資料の合意といったプロセスにより議論を深めていく。

地域生活支援部会 部会員名簿(令和3年度)

	団体種別	役職名
障害者施設関係 団体を代表する 者(9名)	(社福)アムネかつしか	地域活動支援センターもっく・コパン 管理者
	(社福)かがやけ福祉会	相談支援センター かがやけ 施設長
	(社福)章佑会	やすらぎリバーシティ 所長
	(社福)手をつなぐ福祉会	paranしょうぶ 管理者
	(社福)東京コロニー	東京都葛飾福祉工場 支援次長
	(社福)東京都手をつなぐ育成会	高砂福祉館 施設長
	(社福)原町成年寮	サザンクロスかつしか 所長
	(社福)武蔵野会	東堀切くすのき園 施設長
	(社福)アストリー	スプラウト柴又 施設長
区職員(11名)		福祉部障害援護担当課長
		福祉部障害福祉課長
		福祉部障害者施設課長
		健康部保健予防課長
		福祉部障害福祉課障害福祉担当係長
		// 障害福祉課相談係長
		// 障害福祉課援護係長
		// 障害福祉課援護係主査
		// 障害福祉課援護係主査
		// 障害者施設課通所施設係長
	健康部保健予防課保健予防係長	

地域生活支援部会設置要領

令和2年9月7日
2 葛福障第361号
福祉部長決裁

(設置)

第1条 葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱(平成19年3月30日付18葛福障第931号区長決裁。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、地域生活支援部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、要綱第2条第1項第4号に係る次の事項を所掌する。

- (1) 地域生活支援に関すること
- (2) 区内障害福祉事業者との連絡・調整に関すること
- (3) 地域生活を支援する上での情報交換に関すること
- (4) その他、地域生活支援を実施する上で必要な事項

(構成)

第3条 部会は、別表に掲げる者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

(会長等)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、障害援護担当課長とする。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、障害福祉課長、障害者施設課長、保健予防課長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の内容に応じて、部会員の中から必要な者に限定して招集することができる。

(部会員以外の者の出席等)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第7条 部会長は、第2条の所掌事項のうち、専門的な事項を協議するために分科会を設置することができる。

(報告)

第8条 部会長は、葛飾区障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)会長に対し、

部会における作業等の内容を報告するとともに、協議会において部会の実績を報告する。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、障害福祉課援護係が行う。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項及び分科会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要領は、令和2年9月7日から施行する。

付 則 (03葛福障第61号)

(施行期日)

この要領は、令和3年4月19日から施行する。

付 則 (03葛福障第233号)

(施行期日)

この要領は、令和3年6月23日から施行する。

別表 (第3条関係)

福祉部障害援護担当課長	部会長
福祉部障害福祉課長	副部会長
福祉部障害者施設課長	副部会長
健康部保健予防課長	副部会長
福祉部障害福祉課障害福祉担当係長	
〃 障害福祉課相談係長	
〃 障害福祉課援護係長	
〃 障害福祉課援護係主査	
〃 障害者施設課通所施設係長	
健康部保健予防課保健予防係長	
区内障害者施設関係代表者 (10人以内とする。)	